

平成 30 年 3 月 16 日

独立行政法人 福祉医療機構からの借入金の残高確認について

平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人、平成29年4月2日以降開始する会計年度から一定規模以上の医療法人について、法定監査が導入されています。

今般、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）からの借入金に関する残高確認の実施について、福祉医療機構と協議した結果、以下の内容にてご対応いただけることになりましたので、お知らせします。監査人各位におかれましては、以下の内容を踏まえた対応を行うようご注意ください。

<福祉医療機構に対して残高確認を実施する際の留意事項>

・ 残高確認の様式

様式は必ず別紙を利用ください。

別紙以外の様式による残高確認書では、原則として福祉医療機構からの回答はいただけません。

・ 残高確認の対象について

対象は、貸付金残高に関連した残高となります。貸付金残高に関連しない取引については、対象外となります。

・ 回答期間について

福祉医療機構からは、可能な限り迅速に回答をいただける予定ですが、法定監査導入初年度の対応であることもあり、4月下旬以降の回答となる可能性がありますので、ご注意ください。また、迅速な回答をいただくためにも、可能な限り残高確認書の早期発送をお願いします。

・ 回答内容について

原則として別紙参照の形式にて回答をいただける予定です。なお、回答に対する問合せは、福祉医療機構では原則として受け付けられないとしています。これを踏まえた上で、確認の回答により生じた確認差異については、監査基準委員会報告書 505「確認」第13項を踏まえ、適切な監査証拠を入手する必要があることにご留意ください。

・ 同封する返信用封筒について

上記のとおり、回答は原則として別紙参照の形式となります。同封する返信用封筒は A4 用紙が収まる規格とするようお願いします。

以 上